

公益社団法人秋田県看護協会 定款

(平成24年4月1日 登記)

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人秋田県看護協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、公益社団法人日本看護協会と連携し、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）が教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々のニーズに応える看護領域の開発・展開を図ることにより県民の健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育等看護の質の向上に関する事業
- (2) 看護業務、看護制度の開発、改善に関する事業
- (3) 県民に対する健康の維持増進に係る指導及び啓発に関する事業
- (4) 看護職員の労働環境の改善・就業促進に関する事業
- (5) 無料職業紹介に関する事業
- (6) 訪問看護等に関する事業
- (7) 居宅介護支援等に関する事業
- (8) 介護予防訪問看護等に関する事業
- (9) 居宅介護予防支援等に関する事業
- (10) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、秋田県内において行うものとする。

第3章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

ア 看護職員の資格を有し、秋田県内に在住し又は勤務する者であってこの法人の目的に賛同して入会したもの

イ アの正会員であったもので、日本国内に在住又は勤務せず、本会への加入の継続を希望したもの

(2) 名誉会員 この法人に功労のあった看護職員で、理事会が推薦し、本人の承諾を得て総会において承認されたもの

2 正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、総会において定める定款細則の入会手続きにより、申し込むものとする。

(会費_____)

第7条 正会員は、定款細則に定める会費_____を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、定款細則に定める退会の申し出により、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の決議により、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は定款細則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長は、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (2) 看護職員となる資格を失ったとき
- (3) 正当な理由なく6か月以上会費を滞納したとき
- (4) 総正会員の同意があったとき

2 前項第4号により会員の資格の喪失が決議されたときは、その会員に対し、通知する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条から前条までの規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成及び議決権)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

3 総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 定款及び定款細則の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 会費及び入会金の額
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 会員の除名
- (6) この法人の解散及び残余財産の処分に関する事項
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) 推薦委員の選任又は解任
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会)

第14条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、総正会員の10分の1以上から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったときは、会長は、当該請求のあった日から6週間以内の日を開催日として臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的その他法令で定める事項を開催の日の2週間前までに正会員に通知（電磁的方法を含む。）しなければならない。

(議長)

第15条 総会に議長団を置く。

2 議長団は2名以上とし、総会において、その都度出席正会員の中から選任する。

3 議長は、議長団がこれを定める。

(定足数)

第16条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第17条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、すべての正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、すべての正会員の議決権の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 会員の除名
- (4) 会費及び入会金の額の変更
- (5) 長期借入金

(6) この法人の合併、事業の全部譲渡及び解散

(7) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面（電磁的方法を含む。）を会長に提出して、代理人にその議決権を行使させることができる。この場合において前2条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、保存する。

2 議事録には議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印（電子署名を含む。）をしなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上21名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、2名を常務理事、7名以内を地区理事、1名以上を外部理事とする。ただし、理事には、保健師、助産師、看護師、准看護師から各1名以上を含むものとする。

3 監事のうち1名は、会計制度に精通した外部監事とする。

4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

5 各理事について、各監事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第12号に規定する特別利害関係を有しないものとする。

6 外部理事は次の全てを満たすものとする。

(1) 本会の業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に本会の業務執行理事又は使用人であったことがない者

(2) 本会の正会員でない者

7 外部監事は次の全てを満たすものとする。

(1) 本会の理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に本会の理事又は使用人であったことがない者

(2) 本会の正会員ではない者

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、正会員（外部理事及び外部監事は除く。）の中から総会の決議によって選

任する。

- 2 理事会は会長、副会長、専務理事、常務理事及び地区理事を理事の中から選定及び解職する。
- 3 前項において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者から会長を選定する方法によることができる。
- 4 第2項の場合において、理事会は、会長が推薦する副会長候補者、専務理事候補者及び常務理事候補者から副会長、専務理事及び常務理事を選定する方法によることができる。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(役員の欠格事由)

第22条 次に掲げる者は本会の役員となることができない。

- (1) 法人法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処される可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 認定法第6条に該当する者
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処される可能性のある罪で起訴されている者

(役員の資格喪失)

第23条 前条に該当するに至った者は、該当時点で本会の役員の資格を喪失する。

(役員の親族等割合の制限)

第24条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現員数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 2 他の同一の団体(認定法第5条第11号の委任を受けて公益法人に準ずるものとして政令で定められるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして認定法施行令第5条で定められる者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。
- 3 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、専務理事及び常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること

- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、理事会を開催する旨の招集通知（その請求があった日から2週間以内の日を開催日とするものに限る。）が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

（役員任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、理事は、同一の役職に引き続き就任するときは、選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。

3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、監事は、選任後8年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。

5 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

6 第20条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（解任）

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び外部理事並びに外部監事に対しては、総会で定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

2 役員が行った特別の職務執行に対しては、支給基準に従って謝金を支給することができる。

3 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

4 前3項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。ただし、監事の報酬については、監事の協議による。

（役員責任免除）

第30条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定により、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が善意で重大な過失がない場合には、この法人は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

（構成）

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第32条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- （1） この法人の業務執行の決定
- （2） 理事の職務の執行の監督
- （3） 会長、副会長、専務理事、常務理事及び地区理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- （1） 重要な財産の処分及び譲受け
- （2） 多額の借財
- （3） 重要な職員の選任及び解任
- （4） 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- （5） 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
- （6） 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく法人法第111条第1項の責任の免除

（理事会の開催等）

第33条 理事会は、毎事業年度に3か月を超えない間隔で4回以上開催する。

2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- （1） 会長が必要と認めたとき
- （2） 会長以外の理事から、会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求のあったとき
- （3） 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき
- （4） 第26条第5号の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき、又は監事が招集するとき

（招集等）

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面（電磁的方法を含む。）をもって、理事会の日の1週間前までに、通知しなければならない。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（決議）

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。

（理事会の決議の省略）

第36条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は署名又は記名押印しなければならない。

第7章 常務会

（常務会）

第38条 本会に常務会を置くことができる。

2 常務会は理事10名以内で構成する。

3 常務会は次に掲げる事項を行う。

- （1） 理事会の審議事項の検討等の準備に関すること
- （2） 職能委員会、委員会、地区支部での検討内容の事前確認に関すること
- （3） 委員会の設置に関し、理事会に参考意見を提出すること
- （4） 理事会の決議を要しない事項の運用に関すること

4 常務会の構成員は理事会で選任及び解任する。

5 常務会の議事の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 職能委員会

（職能委員会）

第39条 この法人に次の職能委員会を置く。

- （1） 保健師職能委員会
- （2） 助産師職能委員会
- （3） 看護師職能委員会

2 職能委員会は、それぞれ、職能上の問題を審議し、会長に助言する。

3 各職能委員会の委員は、理事会において選任する。

4 各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 委員会

(委員会)

第40条 この定款及び定款細則に定めるもののほか、この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、総会、理事会その他の法定機関の権限を冒すものではないものとする。
- 3 委員会の委員は、理事会が選任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 地区支部

(地区支部)

第41条 この法人の事業を推進するために地区支部を置く。

- 2 地区支部の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の会計の慣行に従うものとする。

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会において別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「予算等」という。）については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議により決定するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 予算等については、通常総会に報告するものとする。
- 3 予算等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 予算等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監

事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前条の承認を受けた書類の内第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項各号及び前項各号の書類は、当該事業年度経過後、3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、通常総会終結後遅滞なく、公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第48条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に定める書類に記載する。

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。

(会計の規程等)

第50条 会計に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更に付き、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第52条 この法人は、総会の決議により、他の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができ

る。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第54条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第14章 公 告

(公告方法)

第56条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第15章 雑 則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は、総会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、烏トキエとする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は、佐藤潤子とする。
- 1 この定款は、令和2年6月24日から施行する。
- 1 この定款は、令和4年6月22日から施行する。

1 この定款は、令和7年6月18日から施行する。ただし、第20条第2項に外部理事を加える改正規定及び同条に第5項及び第6項を加える改正規定並びに第21条の改正規定は、令和8年度の改選役員選出の日から適用する。

1 この定款は、令和8年6月17日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、令和9年度分から適用する。